

一般社団法人日本歯科人間ドック学会 認定医制度規則

(平成24年6月17日制定)

(平成24年12月7日改定)

(平成26年11月14日改定)

第1章 総 則

第1条 本制度は、歯科人間ドックの専門的知識及び技能・経験を有する歯科医師を養成することにより、歯科人間ドックの高度な水準の維持と全国的な実施で、国民の保健福祉に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本歯科人間ドック学会(以下「本会」という)は、本会認定医(以下「認定医」という)、本会指導医(以下「指導医」という)、及び本会認定施設(以下「認定施設」という)の制度を設け、認定制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定制度委員会

第3条 本会は、認定医、指導医並びに認定施設の資格の審査と、本制度の運用を適正に行うために認定制度委員会を置く。

2 認定制度委員会については別に定める。

第3章 認定医の基本的条件

第4条 認定医は、歯科人間ドックにおいて健康診査と分析、ならびに健康指導を実施するための高い医療技術を修得するとともに、他の歯科医師または医師等からの要請に応じて適切な指示、及び情報を与えることのできる能力を有すること。

第4章 認定医申請者の資格

第5条 認定医の資格を申請する者は、別に定める認定医制度施行細則に従うこととする。

第5章 指導医申請者の資格

第6条 指導医の資格を申請する者は、別に定める認定医制度施行細則に従うこととする。

第6章 認定施設の資格

第7条 認定施設の申請者は認定医もしくは指導医の資格を有していることとする。

第8条 認定施設は歯科衛生士を有しなければならない。

第7章 申請

第9条 認定医、指導医、ならびに認定施設の認定を受けようとする者は、申請手数料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

第8章 審査方法

第10条 認定医については、認定制度委員会において審査を行う。

2.認定医認定試験に合格し、申請条件を満たした者に対して書類審査を行なう。

3.認定制度委員会はその結果に基づき認定医資格の判定を行い、理事会の議を経て決定する。

第11条 指導医、ならびに認定施設については、認定制度委員会がこれを審査する。

2 認定制度委員会はこれを判定し、理事会の議を経て決定する。

第9章 登録

第12条 認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。

第13条 学会は前項を確認し、申請に基づき登録を行う。

第14条 認定証は、登録料を納入し登録申請書を提出した者に交付する。

第15条 認定施設として認定を受けた施設は、日本歯科人間ドック学会認定施設と称する。

2 認定施設に所属する者は、認定施設登録会員(以下、登録会員)とする。ただし、登録会員とは、認定制度委員会に提出される認定施設所属メンバー確認書に記載された者のみとする。なお、登録会員確認書は1年毎に提出しなければならない。

第10章 資格の更新

第16条 認定医、ならびに認定施設は5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第17条 認定医、ならびに認定施設の資格更新を受けようとする者は、更新手数料を添えて、別に定める申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

第18条 認定医の資格更新に当たっては、認定期間5年の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第19条 認定医、ならびに認定施設の資格更新の可否は、更新申請書をもとに認定制度委員会において審議・判定し、理事会の議を経て決定する。

第20条 学会は、認定を受けた者を継続して登録し、認定証を交付する。

第11章 資格の喪失

第21条 認定医、指導医、ならびに認定施設は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定制度委員会、理事会の議を経て、その資格を失う。

1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。

2) 歯科医師の免許取消または歯科医業の停止処分を受けたとき。

3) 学会会員の資格を喪失したとき。

4) 資格更新の手続きを行わなかったとき。

5) 認定制度委員会が認定医、指導医、あるいは認定施設として不相当と認めたとき。

第22条 認定医、指導医、あるいは認定施設の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び、認定医、指導医、あるいは認定施設の資格を申請することができるものとする。
なお、更新未手続きにより資格を喪失した場合は、喪失から1年以内であれば更新遅延理由書を付して更新の申請をすることが出来る。

第12章 補 則

第23条 認定制度委員会の決定に関し、異議のある者は理事長に申し立てることができる。

第24条 手数料、及び登録料については別に定める。

第25条 この規則の変更は、認定制度委員会および理事会の承認を経て、社員総会で報告する。

附 則

この規則は、平成24年6月17日から施行する。

一般社団法人日本歯科人間ドック学会認定医制度規則施行細則

(平成24年6月17日制定)

(平成26年11月14日改定)

(平成27年6月28日改定)

第1条 一般社団法人日本歯科人間ドック学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第5条における認定医の申請資格は、次の1～5号のすべて、あるいは6号を満たすものとする。

(4については(1)～(4)のいずれか)

1. 日本国歯科医師の免許を有する者。
2. 認定医認定試験(以下、認定試験という)を受験し、合格すること。
3. 認定医申請時において本会の正会員であること。
4. (1)継続・通算して5年以上本会会員歴を有する者。
(2)継続・通算して2年以上本会会員歴を有し、尚且つ本会学術大会で発表(筆頭)、もしくは本会誌に投稿(共同演者でも可)した者。
(3)本会認定施設において歯科人間ドック業務に5年以上従事した者。
(4)認定制度委員会が認める他関連学会(日本歯科医学会および日本歯学系学会協議会に加入する学会)において継続して7年以上の会員歴を有する者、あるいはこれらの学会の専門医あるいは認定医(士)を持っている者。
5. 本会の学術大会に出席すること。
6. その他、認定制度委員会が特別に認めた者

第3条 規則第6条における指導医の申請資格は次の1～3号のすべて、あるいは4号を満たすものとする。

1. 認定医であること。
2. 指導医申請時において、継続して10年以上本会会員であること。
3. 認定医の資格を得た後継続して5年以上本会会員であり、その間に学会雑誌等に掲載された歯科人間ドックに必要とされる歯科医療等に関する論文があること。
4. その他、認定制度委員会が特別に認めた者

第4条 規則第5条における認定医の申請資格は、次の各号に定める書類に認定申請料(非会員においては別途入会金、年会費を加える)を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 認定医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 日本国歯科医師免許証(写し)
- (4) 学術大会出席証明書
- (5) 学会会員歴証明書
- (6) 学術大会発表もしくは投稿に関する業績

- (7) 歯科人間ドック担当歴証明書
- (8) 他学会員歴証明書
- (9) 認定試験合格証
- (10) 本会の非会員においては入会申込書

第6条 本細則第3条を満たし指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に指導医申請料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 学会会員歴証明書
- (4) 学会、研修会出席証明書
- (5) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類
- (6) 認定医認定証(写し)

第7条 規則第7条および8条を満たし認定施設の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定施設申請料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 認定施設申請書
- (2) 施設内容案内書
- (3) 認定施設登録会員確認書
- (4) 認定医、あるいは指導医認定証(写し)
- (5) 同施設勤務の歯科医師および歯科衛生士免許証(写し)

なお、審査委員が施設を直接確認することも有り得る。

第8条 規則第9条、第12条、第16条に定める手数料は次の各号に定める。

- (1) 認定試験受験料 1万円
- (2) 申請料 1万円
- (3) 登録料 3万円
- (4) 更新手数料 1万3千円

第9条 前条に定める既納の申請手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第10条 認定医の資格の更新に当たっては、更新前5年間で、次の条件の12単位以上を満たすものとする。

ただし、2回以上、本会の学術大会への出席単位が含まれていること。

1. 学術大会などへの出席は、参加章または修了証をもって証明する。

- (1) 日本歯科人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
日本人間ドック学会学術大会 4単位／大会1回
- (2) 日本歯科人間ドック学会セミナー、シンポジウム 4単位／1回
- (3) 日本歯科人間ドック学会研修会 4単位／1回
日本人間ドック学会研修会 4単位／1回

(4) 日本歯科人間ドック教育講演(学術大会プログラム内) 2単位/1回

なお、長期海外滞在者についての出席単位は、認定制度委員会で審議する。

2. 歯科人間ドックに関連する領域の発表

1) 論文発表

(1) 「歯科人間ドック」筆頭著者および共著者 4単位

(2) 関連学会誌、または商業雑誌の筆頭著者および共著者 1単位

2) 学会発表

(1) 日本歯科人間ドック学会学術大会演者および共同発表者 4単位

(2) 日本歯科人間ドック学会セミナー、シンポジウム演者(講師) 8単位

(3) 日本歯科人間ドック学会研修会講師 8単位

(4) 関連学会学術大会及び日本歯科医師会主催大会演者および共同発表者 4単位

なお、「歯科人間ドックに関連する領域の発表」とは、認定制度委員会が認める学術集会(国際学会を含む)または刊行物(国際誌を含む)における歯科人間ドックに関連する論文発表、学会発表をいう。また、認定制度委員会が認める学術集会は、原則として日本学術会議に登録している専門学会をいう。また、認定制度委員会が認める刊行物は、原則として同上の学会誌をいうが、一部の歯科関連雑誌を認めることがある。なお、国際学会および国際学会誌については、認定制度委員会が決定するものとする。

第11条 規則第12条による登録申請は、登録料を添えて、次の各号に定める該当する申請書類を認定制度委員会に提出しなければならない。

(1) 認定医登録申請書

(2) 指導医登録申請書

(3) 認定施設登録申請書

第12条 指導医の資格は、認定医の資格更新とともに更新されるものとする。

2. なお、指導医であって満70歳を超えた者は指導医の更新を要さず、終身指導医を申請できるものとする。

第13条 認定医の資格を更新しようとする者には、更新手数料を添えて、次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

(1) 認定医更新申請書

(2) 学術大会、研修会出席証明書

(3) 業績目録

第14条 認定施設の資格を更新しようとする者には、更新手数料を添えて、次の各号に定める申請書類を学会に提出しなければならない。

(1) 認定施設更新申請書

(2) 認定医、あるいは指導医認定証(写し)

(3) 歯科衛生士免許証(写し)

第 15 条 認定医、ならびに認定施設の資格更新の申請は、認定失効期日の 2 ヶ月前までに行わなければならない。

第 16 条 この制度の実施、運営に当たり、財務は、学会本会計によって処理する。

第 17 条 法人移行前の会員制度である施設会員の施設に従事した期間は、法人移行後も継続する。

この細則の変更は、認定制度委員会、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。